令和2年度の税制改正では、中小 企業が、消費税軽減税率対応や最低 賃金引き上げ、時間外労働規制など、 乗り越えるべき課題が山積みする中 で、ベンチャー企業への投資を促進 する税制措置の創設をはじめ、エン ジェル税制の要件緩和など、生産性 向上へ向けた取り組みを促進し、経 済成長を後押しする内容となってい ます。

## 誌上相談室

【テーマ】

## 令和2年度 税制改正のポイント

があります。(

図 1



社

図1 オープンイノベーションを促進するための税制措置の創出

〈出資を行う企業要件〉

- ①国内事業会社 又は
- ②国内事業会社によるCVC(※)
- ※事業会社又はその子会社が運営し、持
- ベンチャー企業(新設除く)

②出資を行う企業又は他の企業グループに属さない ち分の過半数以上を所有するファンド等 ベンチャー企業

〈出資を受けるベンチャー企業要件〉

①新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場



- 〈行為要件〉
- ①1件あたり1億円以上の大規模出資/中小企業からの出資は1,000万円以上 (海外ベンチャー企業への出資は5億円以上)
- ②株主間の株式売買ではなく、ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資 (発行済株式の取得は対象外)
- ③1件あたり25億円かつ1社あたり年間125億円が所得控除上限
- ④一定期間(5年間)の株式保有

どのような内容ですか。 が創設されるということですが、場合に所得控除が受けられる制度 法人がベンチャー企業に出資した

Q

1

Q 2

りますか。

ということですが、どのようにな 場合の優遇税制が使いやすくなる 個人がベンチャー企業に出資した

備について、

特別償却

30 %

または 図3

が認められます

事業者が整備する無線設備などの5G設

す。

今回の改正により、

ローカル5G

5年間株式を保有することなど 当たり1億円以上の出資と、 所得控除できる制度です。 事業会社が一定の条件でベンチャー に出資する場合に、その出資額 う1000万円以上の出資が対象で、 指す取り組み)を促進するため、 や研究機関といった外部との境界を越 オープンイノベーション(自社と他 知識や情報を活用し、技術革新を 《上の出資と、中小企業が国内事業会社が行う1件 の25%を 一定の要 国内 -企業

投資先企業の要件

企業に個人が出資した場合には、 この制度を拡充し、 ンジェル税制」という制度があります。 からの控除により減税が受けられる「エ 式投資額を、所得控除または株式譲渡益 現在、創業から間もないベンチャ

その

の中小企業へ 緩和します。 から「5年未満 設立3年未満

株式投資型クラ また、新たに

ウドファンディ ング事業者を通

エンジェル税制の拡充 図2

に加わるため、 じた投資も対象

八から

ベ



4

消費税の申告期限の延長が創設され

認定クラウドファンディグ 事業者を诵じた投資の 利便性が向上

投資がしやすく

-企業へ

申告期限の延長という制度はありません 長を受けられますが、消費税の申告では

|を受ける等の理由から、申告期限の延

法人税の申告では、

会計監査人の監

るそうですね。

でした。今回の改正により、

消費税にお

いても法人税と同様に申告期限の1カ月

延長が認められることになりました。

図3 5G投資促進税制の創設

課税の特例内容

【法人祝・所侍祝】			
対象事業者	対象設備	税額 控除	特別 償却
全国キャリア	無線設備 等	15%	30%
ローカル 5 G免許人	無線設備 交換設備 伝送路設備 等	15%	30%

【固定資産税】(ローカル5G事業者に限る) ・3年間、課税標準を1/2とする

現場、 Q 3 用法として期待されるのは、 運用・利用できるネットワークです。 に自営の5G設備を整備すれば、 業が5G免許を取得して、 技術です。ローカル5Gとは、 れ A たスマート工場や建設現場での建機遠隔 る次世代通信規格ですが、 5Gは携帯電話などの通信に用いら 小売など幅広い産業で活用できる 5G投資促進税制が創設されると聞 小売店の商品管理・電子決済など きました。どのような内容ですか。 自らの敷地内 工場や建設 自動化され ・地域の 個別に

企



税理十

晴美 氏

19

当所エキスパート・バンク登録専門家 佐藤晴美税理士事務所 回答

(宮城野区五輪

飛翔 2020年3月号 ◆